

令和2年度 経理様式・知財様式等-主な改定事項リスト-

改定日: 令和3年1月1日

連番	区分	大学等		改定概要
1	共通	経理様式	-	<p>【修正】</p> <p>令和3年1月1日より、以下様式全ての押印を省略し、電子提出(紙媒体提出不要)とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【経理様式1】委託研究実績報告書(兼収支決算報告書) ・【経理様式2】収支簿 ・【経理様式4-①】委託研究中止申請書 ・【経理様式4-②】変更届 ・【経理様式5】返還連絡書 ・【経理様式(未来1)】「自己資金支出実績報告書」 ・【経理様式(未来2)】「自己資金導入状況確認報告書」 ・【経理様式54】マッチングファンド状況確認報告書 ・【経理様式(aXis.1)】「上半期」委託研究実績報告書(兼中間決算報告書) ・【経理様式1-②】協働研究実績報告書(兼収支決算報告書)(ERATO協働) ・【経理様式5】返還連絡書(ERATO協働)
2	大学等	経理様式	-	<p>【修正】</p> <p>令和3年1月1日より、以下様式全ての押印を省略し、電子提出(紙媒体提出不要)とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【経理様式8】「委託研究実績報告書」および「収支簿」事前チェックリスト
3	大学等	知財様式	-	<p>【修正】</p> <p>令和3年1月1日より、以下様式全ての押印を省略し、電子提出(紙媒体提出不要)とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【知財様式3】知的財産権移転承認申請書 ・【知財様式4】専用実施権等設定・移転承認申請書 ・【知財様式(直接経費充当申請)】直接経費充当申請書

改定日: 令和2年10月1日

連番	区分	大学等		改定概要
1	共通	経理様式1	委託研究実績報告書(兼収支決算報告書)	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度より導入された①研究代表者(PI)の件費の支出、②バイアウト制の利用可否について、報告書下部にチェックボックス形式で確認欄を新設。
2	共通	経理様式2	収支簿	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載例のみ改定 ・バイアウト制を利用した場合の記載例を1行追加。
3	大学等	経理様式8	「委託研究実績報告書」および「収支簿」事前チェックリスト	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記連番1、2について事前チェックリストに追記。

改定日: 令和2年4月1日

連番	区分	大学等		改定概要
1	大学等	経理様式7-①	裁量労働者エフォート率申告書	<p>【廃止】</p> <p>制度利用者の利便性向上を目的として、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)等の他資金配分機関とエフォートに関する呼称や様式を合わせるため、従来のJST独自様式を廃止。(参考様式3-①~3-④を新設)</p>
2	大学等	経理様式7-②	裁量労働者エフォート率報告書	<p>【廃止】</p> <p>同上。</p>
3	大学等	参考様式3-①	エフォート申告書	<p>【新規作成】</p> <p>制度利用者の利便性向上のため、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)等の他資金配分機関と、エフォートに関する呼称や様式を合わせるため、参考様式3-①~3-④を新設。(従来のJST独自様式は廃止)</p>
4	大学等	参考様式3-②	エフォート証明書	<p>【新規作成】</p> <p>同上。</p>
5	大学等	参考様式3-③	従事状況報告	<p>【新規作成】</p> <p>同上。</p>
6	大学等	参考様式3-④	エフォート報告書	<p>【新規作成】</p> <p>同上。</p>

連番	区分	大学等		改定概要
7	共通	知財様式 1	知的財産権出願通知書・知的財産権設定登録等通知書	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知書の作成者による押印を不要とし、当該通知書の提出方法は電子メールによる連絡とする。(従来ルールの本郵送は不要) ・事前申請により承認を受けている知的財産権の移転を通知する場合は、承認時(事前申請に対するJSTの回答文書)におけるJST文書登録番号を、特記事項に記載いただくよう(注記3)に追記。 ・その他記載欄の軽微な修正、注記の説明文修正有。
8	共通	知財様式 2	知的財産権実施通知書	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知書の作成者による押印を不要とし、当該通知書の提出方法は電子メールによる連絡とする。(従来ルールの本郵送は不要) ・事前申請により承認を受けている専用実施権等の設定等を通知する場合は、承認時(事前申請に対するJSTの回答文書)におけるJST文書登録番号を、特記事項に記載いただくよう(注記6)に追記。 ・その他記載欄の軽微な修正、注記の説明文修正有。
9	共通	知財様式 3	知的財産権移転承認申請書	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権の出願番号を記載する際に、国名を付記(注記3)。 ・その他記載欄の軽微な修正、注記の説明文修正有。
10	共通	知財様式 4	専用実施権等設定・移転承認申請書	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権の出願番号を記載する際に、国名を付記(注記2)。 ・その他記載欄の軽微な修正、注記の説明文修正有。